

皇太子御成婚
慶祝の
提燈行列

四月十二日夜行われた。この日の曙掲行事は午後四時花火十発が済んだ上五時からの始まり、四五時から大門口小路の特設舞台で

プロ野球五年振りに函館で開催
セントラルリーグ巨人对広島戦

来客六月四日新代々木球場	内野席小中学生	一〇〇円
函館商工会議所後援で巨人	外野席一般	一五〇円
広島市の公式野球試合が開	外野席小中学生	五〇円

催されるの事になりました
函館商工会議所では前奉り
の販売の権限を致して、お誘
いながら各商店にはサビイ
リ

特定商工業者の
皆様へ

特定商工業者として当所管
内、於ては資本金五十万円
以上、法人及び事業収入

トウボ一糸糸代
ゴム株式会社代
ゴム株式会社代
繊維製品一般卸商
ゴム製品

 萩原

役社長 萩原 正
函館市鶴岡町四ノ
TEL ③0105・0106・26

アメリカ

ある日本人、日本人はどうか
「アメリカ人はどう
である」とか、「ドイツ
はどうしている」とか
と外国の例を挙げてイン
センティブたり、有難が
たりするものがあるとか
某外国作家の批評がのつ
ていた。たしかにこのよ
うな批判をされるに足る
の、日本人は多くいる。

協賛会長の挨拶、吉谷市長
の挨拶などのあと、文化セ
ンター、H.B.C. アセアセ
ジュニア・コールの三児童合
唱団による「昭和の春」な
ど。

大体七対三といいたと
ころで、日本人より女性が
多いが、男性の比率は少
しづつ増えている。

切羽緊要の年輪圖

最近日本で老年勞務
者が増加して、いろいろ対
策が考えられているが、
米國でも四十五歳以上し
て肉體を便する労働者とし
ては老年期、三割を超え

利用するは従事員自身の都合である。有利なる事業に就くかと思ひ、それが亮り切れる中におかれ、さすがに事務的救済では望んで居ります。

前席券は 三三〇円
指定席 二〇〇円
内野席 一般

今年の最も重要な年間の制度は今までの約五倍の金額を企業において実施に移されては、今度の経営参加大会は安閑問題について五割又資金問題については二割という現状である。

その他苦情処理、年次有価証券制度、衛生生命保険、災害補償制などといふものは何れも大體以上を要求される。

本商工會議所では、商工業の復興を期すべく永年

最近特に業務信用調査案件の一項目として信用調査の有無を必ず付帯してをりました。非會員である特定業者とあれば是非企業員となつて業者間には信用度を高知当管内の経済界の発展を爲御協力下さい。様願ひ申し上げます。

**優良商工
従業員表彰**

本商工會議所では、商工業の復興を期すべく永年

監 理
事 務 所
株 会
式 社
取 締

[illegible][illegible]

こう書いてみると、米
国に大企業だか
らむを得ない。
日本で唯一の大企
業なら、げんにこ
の位はやつてい
ると思われる。さ
なみに企業の大きさを
表数的に示すと、二百
未滿の企業四四五人
間まで入れば七期も
たつてしまふ。

同時に保良と認められ商工成
員であるを表彰する予定にな
つて居ります。

表彰場儀

一 商館手工会議所三階講堂

表彰年限

勳績四十年以上
勤続三十年以上
勤続二十年以上
表彰格別
表数推挙

表揚に於て推薦書に所定
の事項記入し、事業所より

建築設計事務所
建築監理
高級建築士事務所
市松風町五番地【拓銀ビル】
電話 ② 6 9 3

税される。

即遺族年金等の受給者の増税額控除の廃止、戦傷病者戦没者遺族等の引上げが平年変化

その他の税額控除の除を行う特例は、年金等の引上げに伴

物品法一部改正に就て

昭和十四年度税制改組に際し、別荘置法及び別荘借法による租税の免除、贈與等に関する法律の改正等については、次の通り改正が行われた。扶養控除額及び生計の共同生活者等の扶養控除額の引上げは従来通りであるが、扶養控除額が基礎控除額に達しない中心として行なわれ、基礎控除額と生計の共同生活者等の扶養控除額との間が一致するものとする。ことに四人以下の場合、扶養控除額においての傾向が立つている実情に即して、このような事情に即して是正する必要があるところから、控除額が次のように引き上げられた。もとより納税者の配偶者も所得が五万円を超る場合には、一人目扶養控除額は、従来どおり五万円に繰り上げられるものとなつてゐる。これは従来のものでないところから、たとへば一世帯内階級区分

階級区分	改正前	改正後
正 34年分	50,000円以下	50,000円超
正 35年分	50,000円超	50,000円超
正 36年分	50,000円超	50,000円超
正 37年分	50,000円超	50,000円超
正 38年分	50,000円超	50,000円超
正 39年分	50,000円超	50,000円超
正 40年分	50,000円超	50,000円超
正 41年分	50,000円超	50,000円超
正 42年分	50,000円超	50,000円超
正 43年分	50,000円超	50,000円超
正 44年分	50,000円超	50,000円超
正 45年分	50,000円超	50,000円超
正 46年分	50,000円超	50,000円超
正 47年分	50,000円超	50,000円超
正 48年分	50,000円超	50,000円超
正 49年分	50,000円超	50,000円超
正 50年分	50,000円超	50,000円超
正 51年分	50,000円超	50,000円超
正 52年分	50,000円超	50,000円超
正 53年分	50,000円超	50,000円超
正 54年分	50,000円超	50,000円超
正 55年分	50,000円超	50,000円超
正 56年分	50,000円超	50,000円超
正 57年分	50,000円超	50,000円超
正 58年分	50,000円超	50,000円超
正 59年分	50,000円超	50,000円超
正 60年分	50,000円超	50,000円超
正 61年分	50,000円超	50,000円超
正 62年分	50,000円超	50,000円超
正 63年分	50,000円超	50,000円超
正 64年分	50,000円超	50,000円超
正 65年分	50,000円超	50,000円超
正 66年分	50,000円超	50,000円超
正 67年分	50,000円超	50,000円超
正 68年分	50,000円超	50,000円超
正 69年分	50,000円超	50,000円超
正 70年分	50,000円超	50,000円超
正 71年分	50,000円超	50,000円超
正 72年分	50,000円超	50,000円超
正 73年分	50,000円超	50,000円超
正 74年分	50,000円超	50,000円超
正 75年分	50,000円超	50,000円超
正 76年分	50,000円超	50,000円超
正 77年分	50,000円超	50,000円超
正 78年分	50,000円超	50,000円超
正 79年分	50,000円超	50,000円超
正 80年分	50,000円超	50,000円超
正 81年分	50,000円超	50,000円超
正 82年分	50,000円超	50,000円超
正 83年分	50,000円超	50,000円超
正 84年分	50,000円超	50,000円超
正 85年分	50,000円超	50,000円超
正 86年分	50,000円超	50,000円超
正 87年分	50,000円超	50,000円超
正 88年分	50,000円超	50,000円超
正 89年分	50,000円超	50,000円超
正 90年分	50,000円超	50,000円超
正 91年分	50,000円超	50,000円超
正 92年分	50,000円超	50,000円超
正 93年分	50,000円超	50,000円超
正 94年分	50,000円超	50,000円超
正 95年分	50,000円超	50,000円超
正 96年分	50,000円超	50,000円超
正 97年分	50,000円超	50,000円超
正 98年分	50,000円超	50,000円超
正 99年分	50,000円超	50,000円超
正 100年分	50,000円超	50,000円超

のようになつてゐる。扶養控除額の引上げによる減税の利益を享受することとなる。

正が行われていた。主たるものを列挙すれば次のとおりである。

(Ⅱ)未払配当所得に対する課税
配当期限に対する源泉徴収の翌期の期限は、支払つていない場合の十日となつてゐるが、今日の改正により、年経過後ともなお支払行なはれたときは、その年の12月末日に徴収し、その年の翌年度の十日までに納付することとした。

利益を分配して株式の消滅した場合には、

従来、製造課税であつた物品が、小売販売業者が納税義務者となる物品がありました。

その主な物品は、次のとおりで税は小売価格の一割であり、

①室内装飾用品及び釣籠置物、置台（自然木又は唐木のものに限る）、花器（花瓶等の自然木又は唐材のものに限る）
②香盤、香器台（香炉等を含む）
③風扇、眼鏡及び柱上彫、盤、磗、顔皿、

課税品は、次期より、

石については一組一千
匁以上毎箱、匁箱
匁合及び匁匁、但し価格
一個に付三匁以上、及び価格
付三匁以上。以上。これら
の物を五月一日
迄在所持しつゝの販売業
は重税課税し、餘くたゞ
館務務長に、五月十五日
までに申告する、事になり
下され、関係業者は御用
の詳細は館務務長に問
へん合せ下さい。

法第四節(金貨の承継仕保
持の技術)の内容が、
新製造品の製造、製造原価
を著しく引下げるための
の著しい改善、品質
の著しい向上及び未利
用資源の活用等、その成果
の防免、輸出の振興、輸入
の要、資源の開発、重
要産業の發展に著しく密
着し、経済自立の達成を促
進するもの、企業化を遂
行するに足る充分な技術能
力を有し、且つ相当額の目
己資金調達が可能であるも
のとする。

[illegible][illegible][illegible]

一般・塗装材料
タール・クレオソート
クス床油

関西ペイント株式会社 特約店
北海道ガス株式会社 特約店
北海道炭礦汽船株式会社 特約店
東日本化学工業株式会社 代理店

金馬場金蔵商店

函館市若松町二番地

電話 ② 2105 番
② 2106 番

美術看板★ネオン管製作

上野 五 芸

鶴岡町 2

③ 100

社

建築設計 工事
西野建築 設計監理
一級建築士事務所
函館市松風町五番地【拓銀ビル】
電話 ② 6 9 3

監 理
事 務 所
株 会
式 社
取 締

トウボ一糸糸代
ゴム株式会社代
ゴム株式会社代
繊維製品一般卸商
ゴム製品

 萩原

役社長 萩原 正
函館市鶴岡町四ノ
TEL ③0105・0106・26

理店
理店
理店

商 店

政 勝

三

559